

ごみ処理契約の「無効」請求棄却

住民訴訟で地裁

清瀬、東久留米、西東京3市のごみ処理を担う一部事務組合「柳泉園組合」と民間事業者の長期包括委託契約を巡り、3市の市民20人が契約の無効などを求めた住民訴訟の判決が27日、東京地裁であり、鎌野真敬裁判長は原告の訴えを退けた。

原告側は、組合が委託契約を結んだ民間事業者に落札させようと事実上の入札制限を設けたなどと主張した

が、判決は「入札は他社も参加し、過度に限定させる要件であった」とは認め難い」とした。

組合は焼却施設の運営管理などを委託するため一般競争入札を実施し、約133億8600万円で落札した「住重環境エンジニアリング」（現・住友重機械エンバイロメンツ）と2017年4月に契約した。

判決後、原告の一人の森輝雄・西東京市議は記者会見で「非常に残念。協議して控訴を検討したい」と述べた。

【安達恒太郎】

2/28 毎日朝刊

清瀬など3市のごみ処理委託

「契約違法」主張の市民敗訴

清瀬、東久留米、西東京の3市のごみ処理を担う一部事務組合「柳泉園組合」（東久留米市）が民間事業者と違法に委託契約を結んだとして、市民20人が契約の中止と約12億円の損害賠償を求めた訴訟で、東京地裁（鎌野真敬裁判長）は27日、原告の訴えを退けた。

判決によると、同組合は2017年から15年間のごみ処理について、一般競争入札で落札した民間業者に委託する契約を結んだ。原告側は「入札前に組合と業

者は意思疎通しており、適正な手続きを経ていない」などと主張。委託費も高額で、地方自治法で定められた「最少の経費で最大の効果をあげる」に反するなどとして訴えていた。

判決は「入札参加資格は過度に業者を限定するものではなく、意思疎通をしていないと認められる証拠はない」と指摘。委託費についても、業者が大規模な補修工事も担うことを踏まえると不当に高額とはいえないと判断した。

2/28 朝日朝刊

ごみ処理民間委託 住民側の請求棄却

地裁判決

清瀬、東久留米、西東京の3市のごみ処理を担う一部事務組合「柳泉園組合」（東久留米市）の民間委託契約は無効として、地元住民らが組合管理者に約12億円の損害賠償などを求めた訴訟で、東京地裁（鎌野真敬裁判長）は27日、原告側の請求を棄却する判決を言い渡した。

判決によると、同組合は2017年4月、ごみ処理を民間業者に委託する契約を締結し、これまで約12億円を支払った。原告側は、「実質的な随意契約で、適正な入札手続きを経ていない」などと主張したが、判決は、「入札参加条件をこの民間業者に限定したとは認めがたい」として退けた。原告側は控訴する方針。

2/28 読売朝刊